

檜葉町職員不祥事の再発防止に関する第三者委員会設置要綱

(令和4年4月1日訓令第15号)

(設置)

第1条 この訓令は、職員による不祥事の原因を究明し、再発の防止を図るため、檜葉町職員不祥事の再発防止に関する第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 第三者委員会は、町長の諮問に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 不祥事の原因究明に関すること。
- (2) 不祥事の再発防止に関すること。
- (3) その他第三者委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 第三者委員会は、識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、第三者委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務を終える日までとする。

(会議)

第5条 第三者委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。ただし、委員長が選出されていないときは、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて町長に報告する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 第三者委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、第三者委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。